

事務連絡
平成29年7月21日

都道府県社会保険労務士会
街角の年金相談センター運営部長 殿

全国社会保険労務士会連合会
街角の年金相談センター運営本部
本部長 大谷義雄

街角センターにおいて社会保険労務士が年金請求書を提出する場合の
委任状の取扱いについて

平素は、街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、通常、年金相談を行う場合、お客様の個人情報などプライバシーに関する情報を取扱うことから、相談者が本人又は代理人であることを運転免許証やパスポートなど本人確認書類や委任状等で確認することとなっておりますが、社会保険労務士が年金請求書を提出代行する場合、委任状が必要かどうか疑義が生じていることから、下記のとおりお取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、本件について、街角センター長及びオフィス長に別途通知していることを申し添えます。

記

1 社会保険労務士が、年金請求書の「社会保険労務士の提出代行者印」欄に記名押印または署名したときは、委任状の提示は不要です。この場合、委任状の提示を求めないでください。
※提出代行には、申請書類を提出するまでの行為を含み、街角センターへの説明、質問への回答、提出書類に必要な補正等ができます。

2 年金請求書の提出と同時にまたは単独で年金記録の交付や年金額試算を求められるときは、委任状が必要です。

3 1及び2の場合とともに、来訪のときは、当該社会保険労務士の本人確認書類が必要です。

【本人確認書類の例】

- ・運転免許証 パスポート 個人番号カード等の身分証明書
- ・上記身分証明書に代えて、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付）。ただし、証票に貼付された写真が古い等により本人確認が困難なときは、証票に加えて都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または社会保険労務士事務所の職員証明書（写真付）も可。

以上